

令和4年 第10回鳥羽市農業委員会

開催日時：令和4年 11月 14日（月）

午前 10：00～11：00

開催場所：鳥羽市役所西庁舎 3階 中会議室

議 事

1.開 会

2.挨拶

3.議事録署名人の指名（議事録署名人の指名 竹内委員・木田委員）

4.議 事

第1号議案

農地法第5条の規定による許可申請書の承認について

第2号議案

農地法第5条の規定による許可申請書の承認について

第3号議案

農地法第3条の規定による許可申請書の承認について

5. 報告事項

6.そ の 他

非農地の判断基準

7.閉 会

※出席委員 11 名

田畑 裕美 佐々木 修

齋藤 又五郎

成瀬 きぬ代

竹内 和雄 木田 三男

下村 一登

河邑 源一郎

小池 日出美 上村 達男

植村 菊郎

※欠席委員 1 名

山本 隆

※農地利用最適化推進委員 2 名

上村 昌芳 中村 益己

※欠席推進委員 3 名

小林 安太郎 樋尾 修

木下 智博

※事務局

局長 奥村 太郎 書記 田畑 良樹 事務員 松本 伊織

会計年度任用職員 寺尾 勝治 小久保 怜美

件名	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	(委員10) 何回か見に来ている場所で、工事も進み様変わりしていて現地視察も行きやすく、木も切って山積みだったり、山も削られて、太陽光の工事に向かっているという状況でした。 (推進1) 平地で畑になっていた土地なのかなと思うのですが、これから工事を進めていくには必要な土地かなと感じたので妥当だと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	(委員10) 1号議案と同じです。 (推進1) 建設事務所が建っており、新しく道ができた前の場所で、工事していくのに必要な土地だと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	(委員5) 問題ないかと思われます。先ほど事務局の説明を聞いていて、今回の申請地については耕作するのが難しいように思う。入っていく道もないなど個人的には引っ掛かりますが、申請者に名義変わってしていく分には支障ないと思う。 (事務局) 3条申請には営農計画書が必要書類として提出されています。その中には水稻栽培がメインで書かれていまして、状況によっては野菜の栽培や果実の作付などを並行して検討していく旨が書かれていました。 (推進2) 申請地についてはしきびが植えてあり、現状を見てどのような利用の仕方なのかはわかりませんが、申請者に農地として守ってもらえる方がいいと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	その他 非農地の判断基準
補足説明	(事務局) 非農地とは、農業委員会が「農地法の運用について」平成21年12月11日付で第4項の(3)の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地と記載があります。具体例としては、木が生えている状態や、岩が露出しているようで、農地の荒廃化が著しく、抜根や、切盛土や整地がどうしても必要な土地。それ以外にも、周辺状況から見てどうしても農地として復元し継続して利用が難しい土地。例えば土砂や水が入ってくるとかの自然的障害を含めて継続的に利用が不可能な部分をいいます。その中においても、集団的なまとまりのある農地とか、今後整備が行われる土地については非農地としていません。 非農地の判断としては、毎年荒廃農地調査が行われています。今年度も農業委員、推進委員の皆さんにご協力いただきました上で、事務局で全農地を確認しており、4段階で判断しています。作付状態が1段階、次が遊休農地といわれるもので、草を刈ったり重機をいれりと農地として復帰が可能なA判定の農地というものがあり、それと先ほど説明した抜根したり、どうしても切盛土が必要な農地をB判定として判断しており、ほかに違う利用をしている農地をその他と判断して毎年農地調査を行っています。 作付以外で判断しているもので、利用されておらず荒廃度が低度(トラクター等で耕起すれば利用可能)のA判定の農地があります。こちらにつきましては、受け取った方も見えると思います。が利用意向調査というもので、農地を今後どうしていくかということで通知を受取った方も見えると思います。非農地と判断するB判定ですが、どうしても樹木が生えて伐採しないといけな木があるとか岩があるという再生が困難な農地をB判定としております。 毎年の農地調査を基に非農地判断基準を農業委員会では行っておりますということを説明させていただきました。今後非農地通知申出等出てきた場合は、こういった判断をした土地で申出があるということで見えていただけたらいいのかなと思います。
	【質疑・応答】 (委員6) 以前、荒廃地に木が生えていてそれを切って年輪が20年以上経っていたら荒廃地だとかいう判断があったが、そういうのはどうなったのですか。 (事務局) 例えばA判定をしている土地で証明してほしいとかする場合、木を切って年輪の確認をして非農地として判断することがあります。 非農地の申請は非農地通知申出と、もう一つ非農地証明願の2種類があります。非農地として通知を出す場合と、農地と違う利用をするといういわゆる無断転用という状況を判断するのは非農地証明の手続きが必要となります。その中で、何年以上使われていないのかということの判断基準として、その筆の中で大きな木を実際に切り、年輪を数えて20本以上あれば20年以上この状況が続いていたという情報の一つとして使っていました。もう一つ使うのは空撮写真。昭和何年と平成何年の空撮写真を比較して、この時から建物が建っていたとか、なかったとかを比較しながら、何年以上この状況が続いていたのかという判断の情報として使っていました。20年以上の木があるからということだけでなく、一つの判断の要素として考えていたという取扱いになります。 (委員4) 獣害がひどく作りたくても作れない場合は、何かを工夫して畑として作りなさいというような考えですね。 (事務局) 被害のレベルや度合いにもよりますが、例えばワイヤーメッシュのようなフェンスをしっかりと張ることで獣害対策ができるという事であれば十分利用が可能だと思いますが、例えば地形上、木が生い茂ってワイヤーメッシュだけでは効果がないなどの度合い

委員質疑
及び
事務局応答説明

- や状況にもよると思いますが、基本的には獣害対策をすることで利用できる場所であれば農地として判断する可能性が高いと思います。
- (委員1) 今、獣害のことで話が出ましたが、鳥羽市の農林係は獣害対策のことで檻や罠を貸し出しているが、鳥羽市が個々に貸している設備はどれぐらいあるのですか。
- (事務局) 100基程度あると思います。イノシシ、シカだと1m×2mの捕獲するための檻をメインで貸し出して、猟友会のメンバーに使ってもらっています。鳥羽市獣害対策協議会という組織があり、獣害対策協議会が国や県の補助金を活用しながら捕獲檻を購入して、それを狩猟者さんに貸し出して使っています。それ以外にも、くり罠や箱罠だけではなくいろんな罠もあり、小動物用の小型檻も貸し出しをしています。それぞれの狩猟者さんがご自分で所有されている罠も使いながら地域の狩猟者さんと共に捕獲活動をしている状況です。
- (委員1) 私も一応罠の免許は持って鳥羽市の猟友会メンバーにも入っています。地元ではイチゴを作っている人がいますが、その中でハクビシンが多くて、ハウスの中に入り収穫時期になると被害が出て困っているそうです。地域住民と協力し対策してもらっていますが、できたら農地というより農作業に携わる人らに対してメリットがあるように、大きな罠じゃなく1mぐらいの小型檻を地域の人に連絡をして使ってもらおうようにすると、農業の振興にも繋がると思います。
- (推進1) ハクビシンだったら、電柵をぎりぎり下のところで張ったら入らない。そういうやり方を教えるといいと思う。
- (事務局) 今年は電柵の張り方について8月に三重県と各地域回りまして、約25軒の地権者のところを回りましたが皆さん自由な張り方をしていまして、つけ方も高さもバラバラで、正しく設置されていた方は25軒中1軒でした。そういったこともあり三重県と相談していきまして、設置のマニュアルやチラシみたいものを配ろうかと話をしています。地域おこし協力隊の方も現場に来て学んでいただいているので、その方を派遣するなどしてなるべく電柵の設置方法、あと管理方法を、草が生えていて電圧が落ちていることがありましたので、皆さんに周知していきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- (委員5) 1号遊休農地のa分類は少し手を入れたら農地にできるというのはわかるが、b分類も手を入れたら農地として認めるということですか。非農地として通らないということですか。
- (事務局) 1号遊休農地のa分類は鳥羽市のA判定と判断していますが、b分類に関してはほぼB判定に判断しています。例えばその年がA判定だとしても翌年B判定になるとかという土地になってきますので、概ねどうしても木が生えていて大きく荒れているような土地は、農地調査の判断でも同じですがB判定に判断させてもらっています。
- (委員5) 1号遊休農地のb分類は非農地として判断して大丈夫ということですね。
- (事務局) はい。その年はA判定の可能性があっても翌年はB判定になる可能性が高いです。